

## 令和6年度年間監査計画

### 1 年間監査計画の策定

佐倉市監査基準（以下「監査基準」という。）第13条第3項の規定に基づき、次のとおり年間監査計画を策定する。

### 2 実施予定の監査等の種類及び対象

#### (1) 財務監査（監査基準第4条第1項第1号）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

なお、財務監査は、監査基準第4条第2項の規定に基づき定期監査として実施する。

監査委員監査の対象は、おおむね2年間で一巡することとし、1年間で2回に分けて実施する。

本年度の監査委員監査及び実地検査の対象並びに実施時期は、別に定める。なお、監査資料（予備監査及び書面審査の資料をいう。）の作成の対象については、すべての所属とする。

重点項目として、佐倉市財務規則第262条第1項第1号に規定する「備品」について、適正に管理されているか調査、検証する。なお、調査、検証する対象の選定及び実施方法は、別に定める。

#### (2) 行政監査（監査基準第4条第1項第2号）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか定期監査と併せて監査する。

重点項目として、国及び県支出金交付申請の事務執行体制が適切か調査する。

#### (3) 財政援助団体等監査（監査基準第4条第1項第6号）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

なお、対象については、財政的援助の実績、出資比率及び過去に実施した監査の時期等を勘案して、別に定める。

#### (4) 例月現金出納検査（監査基準第4条第1項第11号）

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

(5) 決算審査（監査基準第4条第1項第12号）

令和5年度の決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。なお、対象は、一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査並びに公営企業会計決算審査とする。

(6) 基金運用状況審査（監査基準第4条第1項第13号）

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が确实かつ効率的に行われているか審査する。なお、審査は、決算審査と併せて実施する。

(7) 健全化判断比率審査（監査基準第4条第1項第14号）

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。

(8) 資金不足比率審査（監査基準第4条第1項第15号）

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。

3 監査等の対象別実施予定時期

監査等の対象別実施予定時期等は、別表のとおりとする。

4 監査等の実施体制

監査等の実施体制は、次のとおりとする。

(1) 監査委員監査＝監査委員が行う説明聴取等を実施する監査

(2) 予備監査＝監査委員監査を実施する前に行う事務局職員による監査

(3) 実地検査＝事務局職員による実地検査

(4) 書面審査＝事務局職員による書面審査

5 その他

本計画に定める監査等のほか、監査基準第14条に規定するような場合や事実が認められた場合には、同条の規定に基づき、適宜監査等の計画を変更するものとする。

【別表】 対象別実施予定時期及び報告・公表時期

対象	監査等の種類及び区分	実施予定期間	報告・公表時期
すべての所属	財務監査 (定期監査として実施)	(第1回) 令和6年8月 ～令和6年12月	(第1回) 令和6年12月
	行政監査	(第2回) 令和6年10月 ～令和7年2月	(第2回) 令和7年2月
福祉部 (補助金交付団体) 土木部 (指定管理者)	財政援助団体等監査	令和6年7月 ～令和6年11月	令和6年11月
すべての所属 (上下水道部を 除く)	決算審査 (一般会計及び特別会計 歳入歳出決算審査)	令和6年7月 ～令和6年8月	令和6年8月
	基金運用状況審査 ※決算審査と併せて実施		
上下水道部	決算審査 (公営企業会計決算審査)	令和6年6月 ～令和6年8月	令和6年8月
財政部	健全化判断比率審査	令和6年7月 ～令和6年8月	令和6年8月
	資金不足比率審査		
会計課 (一般会計、特別 会計及び基金) 上下水道部 (公営企業会計)	例月現金出納検査	令和6年4月 ～令和7年3月	毎月